

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市屋外広告物条例の改正(案)について
2 募集期間
令和2年10月1日(木)～令和2年10月26日(月)
3 趣旨
<p>平成27年2月に札幌市内において、ビル壁面の屋外広告物の一部が落下し、歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。</p> <p>このため、国は平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、平成29年7月に「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成し、自治体へ実効性のある点検の実施と、危険な広告物に適切な措置を講ずるよう、所有者等に指導することを通知しています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、屋外広告物の一層の安全性を図り、公衆に対する危害を防止する目的から、屋外広告物の有資格者による点検を義務化する「倉敷市屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正を予定しています。</p>
4 資料閲覧場所
<ul style="list-style-type: none">・市役所本庁7階都市景観室・市役所本庁2階情報公開室・児島・玉島・水島・真備の各支所総務課・庄・茶屋町・船穂の各支所窓口・市ホームページ
5 提出方法
<p>(1) 窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none">・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 <p>(2) 郵送</p> <ul style="list-style-type: none">・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 都市景観室※ 令和2年10月26日(月)必着 <p>(3) FAX(086-421-1600)</p> <p>(4) Eメール(keikan@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
6 問合せ先
建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁7階 TEL;086-426-3494 FAX;086-421-1600 アドレス;keikan@city.kurashiki.okayama.jp